

## 阿賀野市告示第51号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律(平成17年法律第123号)第51条の20及び児童福祉法第24条の28の規定により、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定を行ったので、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律第51条の30及び児童福祉法第24条の37の規定に基づき告示する。

令和6年3月21日

阿賀野市長 田中清善

- 1 指定等に係る指定特定相談支援事業者の名称  
及び主たる事務所の所在地  
社会福祉法人 阿賀野市社会福祉協議会  
阿賀野市姥ヶ橋669番地
- 2 指定等に係る事業所の名称及び所在地  
相談支援センターことはな  
阿賀野市岡山町4番12号
- 3 指定等の年月日  
令和6年4月1日
- 4 指定等に係る指定特定相談支援又は指定障害児相談支援の種類  
指定特定相談支援  
指定障害児相談支援
- 5 事業の主たる対象者  
特定無し
- 6 事業所番号  
1532100011 (指定特定相談支援)  
1532100012 (指定障害児相談支援)